

裁判員経験者意見交換会議事録

裁判員経験者を「経験者」と表示する。

第1 意見交換会

1 裁判員裁判に参加しての全般的な感想等

司会者： ただいまから裁判員経験者と法曹三者との意見交換会を始めます。

それでは、始まりに際しまして、一言御挨拶を申します。

皆さんには本日大変お忙しい中、この交換会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

裁判員制度が始まりまして、3年以上経ちますけれども、国民の皆様の中には、刑事裁判という法律が関係するような場所に出て、被告人の有罪・無罪を決め、さらに刑の重さを決めるというようなことができるのかというようなことで不安に思っておられる方もおられると思います。そこで広く国民の皆様に安心してこの裁判員裁判に参加していただけるように、裁判員裁判を経験した方々にその率直な御意見や御感想をお聞かせいただいて、これを国民の皆さんにお伝えしたいというふうに考えております。また、法廷での審理のやり方などにつきまして、分かりやすいものになっているかどうかというあたりを含めて、皆さんの御意見を伺い、さらに改善していくところがあるかどうか、その運用の参考にいたしたいというふうにも思っております。皆様の忌憚のない御意見をぜひお寄せいただけるようよろしくお願いいたします。

それでは、これから意見交換会を始めたいと思いますが、本日は8名の裁判員経験者にお集まりいただいております。いずれも今年3月から5月にかけて、ここ熊本地裁で行われた裁判員裁判に参加していただいた方です。大変御苦労さまでございました。

本日は、その後に裁判長が、実は異動があって交代しており、現在の

刑事部の裁判長であります松尾裁判長が出席しております。それから、事件の個別の問題について何か説明すべき点があれば、右陪席で裁判員裁判に参加しました小松本裁判官が参加しております。それから検察庁からは、花輪検事、弁護士会からは高瀬弁護士に御出席いただいております。説明や御質問などさせていただくというふうに考えております。

そこで皆さんが裁判員裁判に参加されてから約半年が経つわけでありましてけれども、この裁判員として参加されてからの全般的な印象とか感想とか、そのあたりについてお話いただいて、まず話の始まりとさせていただきたいんですけども、何でも結構ですので、全般的な感想、印象について、皆さんの御感想をお聞かせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

経験者5： 私、裁判所というところは、非常に外から見ると堅苦しいところだな、とっつきにくいところだなと思っておりました。しかしながら、中に入って見て、裁判長、その他周りの方々のアドバイスとか、分かりやすい説明とか、職員さんですね、分かりやすい資料等作成していただいて、素人にも非常に判断できるようなものを準備していただいて、裁判所、司法というんですか、こういう世界に我々が立ち入っていかれたというのも非常に光栄に思っております。多分、起訴する上で、検事さんあたりが我々に分かりやすく資料を提供しなければいけないのに、普通だったら、それぞれの専門家の書き方でよろしいんでしょうけど、我々にも分かりやすくするためには必要以上の気を使われるんじゃないかなと、勝手に思っております。これから我々もいろいろ参加したことを、これからの人たちにもアドバイスできることがあれば、安心して参加したらいいんじゃないですかということで、後押ししていきたいと思っております。以上です。

司会者： どうもありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。どな

たでも、どんなことでも結構ですので、感想ということですので、皆さんに一言ずつでもいただければと思うんですが。1番の方いかがですか。

経験者1： 感想を申し上げますと、こういう世界というのを初めて参加させていただいて、自分自身もすごく勉強になったところもありますし、皆さん、こういう意見をお持ちなんだなって、いろんな意見を聞くこともできましたし、その後起こっている事件とか、そういうことに関してもすごく、今までとは違う関心、見方ができるようになり、非常に私としてはプラスになったと思います。

司会者： どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。感想ということで、じゃ、お隣の2番の方、いかがでしょうか。

経験者2： 一言で言わせていただきますと、まずは参加してよかったと。自分にとりましてプラスの部分が大きかったなと感じています。全体を通してなんですけども。何分、素人が参加するわけですので、裁判のプロの方、専門の方は結構な気苦労をされてるんだなと思ってます。

司会者： それでは、3番の方いかがでしょうか。

経験者3： 私は高齢で、69歳、もうすぐ、あと3か月で70歳になるんですけど、お友達が、あと少しで断れたのにと言ってくれたんですけど、私は、いや間に合わせてもらったよと答えました。選ばれなければ、知り得ない時間を過ごすことができ、とても誇りに思っております。それから周りの人たちは、判決を決めるのは責任が重くて言えないよと、何でそういうこと言えるのといいますが、悪いことした人が悪くて、判決を決める人は悪くはないと思います。重く受けとめなくて、淡々と進められたらいいなと思います。

司会者： どうもありがとうございます。それでは4番の方から。

経験者4： 私も一番最初に思うのは、いい経験をさせていただいたというのが一番なんですけども、その後で、ある裁判とか見てたときに、あっこうい

うことをしてたんだとか、あっこういうことは、裁判長さんが言われたことだとかいうのを少しずつでも分かったから、それが一番いい経験になったと思います。

司会者： どうもありがとうございます。それでは6番の方。

経験者6： 皆さんもおっしゃいましたけれども、私の一番の印象としては、大変貴重な経験をさせていただいたなと思っております。本当に法律のこと何にも知らない私がこういうことに参加していいのかなと思いながら来ておりましたけれども、裁判官の方や、ほかの方から、いろんなやさしい言葉というか、そういうことで、いろんなことを語りかけてくださいましたので、この参加している間というのは有意義に過ごすことができました。また、裁判所というのは、とても本当に来る機会がないようなところだったんですけれども、中で働いている方がたくさんいらっしゃって、ちょっとやわらかい雰囲気のところだなという感想もありました。以上です。

司会者： どうもありがとうございます。それでは7番の方、いかがでしたか。

経験者7： 参加できたこと、今とても貴重な経験をさせていただいてよかったと思っております。5月にあったんですけども、こちらに足を運ぶと、ついこの間の出来事のように今日は感じております。

司会者： どうもありがとうございます。それでは8番の方よろしく申し上げます。

経験者8： 私も5月に参加いたしました。1月のころに最初の通知があって、5月に集合して、くじで当たりました。本当に皆さんおっしゃいましたように、貴重な経験をさせていただきました。私がいつも思うのは、悪いことをするのが一番悪いんですけど、果たして、それはそこに至る経過とか、そういうこともいろいろ裁判中に感じまして、非常に自分ではいつも思っているつもりでしたけど、もっともっと掘り下げて感じること

ができました。本当にありがとうございました。

2 審理について

司会者： どうもありがとうございました。

それでは次に、審理の内容について御意見を伺っていきたいと思います。これが分かりやすかったかどうかというような観点から考えていきたいなと思っております。そこで、裁判の手順に従いまして、これから順次お尋ねしてまいりたいと思うんですけども、刑事裁判の場合は、起訴状の朗読があって、罪状認否があって、その後冒頭陳述という手続、検察官、それから弁護人が自分らの主張を明らかにするために冒頭陳述、冒陳と言っていると思うんですけども、これがあります。初めて法廷に入られて、それから特に当日午前中選任というような場合だと、当日選任して、午後から法廷ということになるかと思いますが、法廷に入っただけで、冒頭の手続があって、冒頭陳述ということに皆さんなったと思うんですけども、この冒頭陳述というのは、皆さん頭に残りましたでしょうか、率直なところを伺いたいんですけども、どなたでも結構ですけども、どうでした。どうぞ、7番の方。

経験者7： まず、選任される前に被告人と罪名などは聞いていて、その後、文章でもらった後に法廷に入って冒頭陳述を聞くというような流れですので、ある程度の内容は把握はできました。ただ、今回私が参加させていただいた裁判に関しましては、特殊な裁判でしたので、その後の流れがちょっと戸惑うことは多かったですけども、流れとしては、把握はできたと思っています。

司会者： ほかの方はいかがでしょうか。冒頭陳述、検察官が主張する事実について、分かりやすかったかどうか、それから弁護人の方も弁護人の主張を明らかにする主張をされたと思うんですけど、それが分かりやすかったとか、では、5番の方どうぞ。

経験者 5 : 私は、窃盗と業務上横領と、現住建造物等放火の被告事件だったんですけど、当初、冒頭陳述のときに言われましたときに、3つの罪があって、えっと最初思いました。しかしながら、分かりやすく説明していただいて、この事件は、一人で3つの事件に絡んでるんだなということで、大変だなとは思いましたが、裁判官と検事さんの説明聞いて、何とか審理等に入っておりました。以上です。

司会者 : 冒頭陳述の場合に、冒頭陳述メモというのは、皆さん渡されるなり、読むなりしたんでしょうか。それは分かりやすいものですか。

経験者 8 : それは時間もありませんし、分かりやすかったです。ただ私個人としては、先ほどお話したように、集合して、くじに当たって、いきなり宣誓とかいろいろありまして、そのちょっとした流れがちょっと押し詰まったような感じを受けまして、ちょっと戸惑ったり、最初はありましたけど、あとは大丈夫でした。

司会者 : 冒頭陳述について、御覧になって、ポイントを突いた分かりやすい冒頭陳述メモだったかどうかという点についてなんですけども、それはいかがでしたか。読んでて、何かよく分からない感じだったのか、それとも分かりやすい冒頭陳述メモで、主張がはっきり分かったというふうな感想を持てたのか、そのあたりについて、ちょっと御意見があれば。

経験者 7 : 最初は、冒頭陳述メモで見せていただいたんですけども、その前に、冒頭陳述メモをある程度裁判長が細かく読み上げた上で、いろいろ簡単に説明をしていただいて、その後、証拠調べという流れでしたので、私はよく内容は分かりました。その後は、お互いの主張を聞いていて、少しずついろんな印象が変わっていったのもありますけども、最初の段階で、流れを把握するには十分のものであったと感じております。

司会者 : どうもありがとうございます。弁護側からも冒陳のメモを渡されたということなんですけども、弁護側の冒頭陳述については、何か御意見と

どうか、御感想ありませんでしょうか。例えばもっと情報量を増やしてほしいとか、もっと中身を分かりやすく項目的につなぎかえてもらったらもっと分かりやすかったとか、いろんな感想があたりだと思っんです。いかがでしょうか。

2番の方とか、何かその辺、冒頭陳述メモの関係や冒陳に関して、何か御感想なり御意見は。

経験者2： すみません、その冒陳の感想としましては、自分としては、理解できたと思っているところです。

司会者： どうもありがとうございました。それでは、その後、冒頭陳述の後に、その後引き続き証拠調べという手続なんだと思っんですけども、その証拠調べの関係で、分かりやすかったかどうかというあたりについての御感想なり、御意見なり伺ってまいりたいと思っんです。

まず、最初に同意した書面について、証拠調べがあつて、証拠書類になつてる供述調書について、第三者の供述調書等について検察官から朗読があつたと思っんですけども、これについての御意見とか御感想、ちょっと伺いたいんですが。何かございますか。例えば長過ぎたとか、1時間以上確かあつたと思っんですけども、長過ぎたという御感想とか、もっと少なくてよかったんじゃないかとか、それとも十分だつたとか、いろいろその辺の供述調書の朗読時間数、御意見や御感想があれば伺いたいんですけど、いかがですか。結構長いと集中力が続かなかつたとかいうこともあるんじゃないかなと、眠たい話だつたなというふうなこともあるかなと、不謹慎な話ですけど、そんなふうに感じたりされることはなかつたですか。

4番の方とかどうですか、その朗読を検察官がずつとしていた際、聞いてて、中身的には分かつたというか、長過ぎたとか、感想があれば伺いたいと思っんです。

経験者 4 : 言われることは結構職業的な言われ方をされるんですけども、文章として手元にあったような気がするんですけども、それを目で追いながら聞いてたので、そんなに分かりにくくはなかったし、眠気は起きませんでした。

司会者 : ほかの方はいかがでしょうか。どうぞ 6 番の方。

経験者 6 : 私も、その内容については初めて耳にするような、目にするような文字があったりとかいうのはありましたけれども、決して長過ぎるという印象も持ったことはありませんでしたし、全く分からなかったということもなかった記憶があります。

司会者 : どうもありがとうございます。その関係で、その後、証人尋問が次あったと思うんですけども、自白事件の場合には、情状証人の尋問を聞いたと思うんですが、証人尋問について、何か情状証人も含めて結構なんですけど、証人尋問全般について何か御意見というか、御感想は何かありませんか。

経験者 7 : 証人尋問の際に感じたことなんですけども、お互い、検察側と弁護人側が双方に質問、なぜそれはそう思ったのかとか、なぜそれを分かったんですかというような、聞かなければいけない内容だとは思いますが、でも、証人で来てる人が、ちょっといらいらしている感じがあったので、何かこう、もう少し、どういう意図で聞いているかとかいうことは、まずはっきり分かる意味で、もう少し丁寧に接した方がいいんじゃないかなと感じたことはありました。

司会者 : もっと質問の意図がはっきり分かるように、質問に答えられやすいような質問したらよかった、こういうことですかね。

質問時間が長過ぎるんじゃないかとか、そんな感じはお持ちではないですか。

経験者 7 : 質問の時間自体がどうと言われれば、聞いている側はそれを理解しよう

と一生懸命聞いているので、しっかり分かるまで聞きたいと思うんですけども、証人側は、自分が見たこと、聞いたことを証言しているんであって、それについて何度も質問を変えて、同じ答えが返ってくるにもかかわらず、質問の内容を変えるとか、聞き方を変えるとか、そんな、結構混乱するような質問が多いように感じたので、何か一つにまとめるかしてあげないと、証人の方は若い方だったので、理解力の問題もあったと思うんですけども、もう少しやんわりとというか、ちょっと何か証人にもかかわらず、責められてるような感覚に陥ったんじゃないかなという印象があったので、その辺はちょっと、感じたことはあります。

司会者： 重複尋問といたしますか、同じこと何度も聞いているじゃないかというふうな感じを持たれたということですね。

犯罪事実について争った事件の関係での証人尋問をやった事件というのは、まだ1件だけだったんですけど、そういう関係から伺いますけれども、6番の方は証人尋問を聞かれてみて、どんなふうな感想なり意見なりお持ちでしょうか。

経験者6： 被害者の方が証人として、若い女性の方が来られていた場面があって、やっぱり被告人とカーテンで仕切られているとはいえ、4～5メートルの距離にいらっしゃったので、そのときに精神的な負担というのはすごい重かったのではないかなという印象はすごく持ちました。被害者の方の発言というか、被告人が聞く必要はあるかと思うんですけども、例えばそのときだけ別のところに行くとか、そういうことができれば、ちょっと被害者の方の負担も減ったのではないかなと、そのときは印象持ちました。

司会者： どうもありがとうございました。8番の方は、証人尋問の関係では何か御意見ございますでしょうか。

経験者8： 今言われたように、パソコンでやったんです、我々は。だから考える

と、こっちも素人ですけど、いろいろ、こんな言い方も、こんな言い方もある、こんな質問もあるから、時間がゆっくりあって、そういう意味では勉強させてもらったんですけど、今6番、7番の方が言われたように、加害者と被害者と本当もうそこにいるんですね。衝突にはありますけど、確かに女性から見れば大変なことだと、今思います。大変申し訳ないですね、そういった印象です。

司会者： どうもありがとうございました。今、耳がご不自由とかあった関係でパソコンでそういう供述をやりとりしたという点なんですけども、これについて、何か御感想お持ちですか。どうぞ7番の方。

経験者7： この事案の裁判が終了した後に、記者さんの前で同じことも言ったんですけども、日本語はとても難しいので、文章にして、特に耳が不自由ということになれば、それをしっかり私たちが聞いて見たのと、見てだけとなるとやっぱり理解するのが難しい。文章でこれだけ資料を見せられても、納得、理解できないところでも、今回裁判するに当たって、裁判官が読んでくれて、それで、そうなのかと理解できたところもあった。通常の健常者であっても、そういうことがあるんですけども、実際その被告人の質疑応答になったときに、パソコン上ですと、質問が簡潔ならばいいですけど、そういう、何とかではないのですかとか、どっちを肯定して、どっちを否定しているのか分からないような文章がとても多かったように思います。もっと分かりやすく、これはどうですかとか、分かりますかとか、分かりませんかとか、間に、言ってる意味が分かるか分からないかという確認も必要だったんじゃないかなと、特にこのパソコンでのやりとりというのは、耳で聞いて、目で見て、私たちは何とか理解できるものを、目だけ、画面上だけで、それを理解するのはとても難しかったんじゃないかなと、被告人にとっても、とても負担が大きかったように思いました。

司会者 : どうもありがとうございました。

それでは、あと審理としては、次、論告弁論という段階に移るんですけども、審理の終わりに、検察官側から論告、弁護人側から最終弁論・があったと思いますが、これについては、どんな感想をお持ちですか。なぜ検察官が懲役何年とって、それに対して、弁護人側は、それよりもかなり少ない刑で足りるとか、執行猶予で足りるとか、そのようなやりとりが恐らくあったんだろうと思うんですけども、これについては、ペーパーか、検察官の方も論告要旨を出され、弁護側も弁論要旨を出されたと思うんですが、それは手に持って読まれたんですか。それについての感想をちょっと伺いたいんですけど。1番の方は、それを読まれてどのような、分かりやすかったとか、改善したらいいような点とか、何か御意見があれば、ちょっと伺いたいんですが。

経験者1 : 私が経験した事件では、とても検察官側は、すごく的確な、妥当なもので分からないということは特にはなかったです。なので、私はそれをちゃんと参考にしながら、みんなで話し合ったみたいな感じで、特に問題はなかったです。

司会者 : それでは2番の方はいかがですか。論告、それから弁護側の弁論なり出されて、その弁論要旨、弁論の最終弁論の結果を読まれての感想ですけども。

経験者2 : 詳細には覚えてないんですけども、弁護側が求刑を出されときの判断と申しますか、その根拠と申しますか、その部分につきまして、しょせんはそれは素人でございますけども、少し分かりにくい、なぜ、この数字が出てくるのかという部分はございました。多分それは弁護士サイドの一般的なと申しますか、このくらいの数字が来ているのか、そこが、ちょっと分かりにくかったかなということです。

司会者 : 弁護士サイドから出された意見については、ちょっと根拠がよく分か

らなかったと，こんなふうなことですかね。

経験者 2：　　ですので，検察側の求刑の判断基準と，弁護側が出してらっしゃる基準と申しますか，このそごについては，あるのかもしれませんが，その差が，何でそんな違ってくるのか，その数字ですね。その部分にはしょせん素人ですけども，そのあたり思っております。

司会者　：　分かりました。どうもありがとうございます。3番の方，4番の方，いかがですか，何か御意見ございますか。特によろしいでしょうか。では7番の方，どうぞ。

経験者 7：　　刑期を決めるに当たって，弁護士側と検察側の開きは，どのくらい開きがあったか，ちょっと記憶にないですけども，自分たちが刑期を決めるに当たって，判断材料として，いろいろな資料を見せていただいたんですけど。なぜ，この数字が妥当なのかとか，どういう意味なのか，同じような疑問があったものですから，用意していただいた同じ事例の，私がかかわったのは，強制わいせつ致傷罪に値する事件で，結構な件数の，2枚とか3枚とか4枚とかを見て，内容を詳しく書いてて，その内容で，この刑期になりましたという前例ですね。前例の資料をたくさんいただいて，それを参考に私たちは捻出したんですけども，それを参考に決めただんですけども，見たときにすごくつらかったです。内容が内容ですので，一つ一つの事件の内容を見ていくのは，同じ女性としてすごくきつかったような印象がありました。

3 評議について

司会者　：　どうもありがとうございます。お互い，論告や弁論について，何か御感想や御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

　　手続的には，その次に評議をして，評議を裁判員が裁判官と評議をすることになるわけですけども，評議については，十分な評議ができるような雰囲気があったかどうかということ，それから実際にそういう評議

ができたかどうかということ，そのあたりをちょっと伺ってまいりたいと思います。その評議ができる雰囲気というのは，あったかなかったかというあたりについては，1番の方は，どんなふうな印象でしょうか。

経験者1： 私たちは，結構，みんなのいろいろ自分が思った常識内で，こうじゃないのみたいに，みんなが意見を出し合って，結構もめたんですよ。裁判長が，それはこういうふうな感じで今まで来てますよみたいなことを，ほかの裁判官の方からもいろいろ教えていただいて，結局はそう決まったんですけども。なので，すごく話し合いとかはみんな活発に意見を出して進めていかれたと思います。

司会者： 十分，その議論ができて意見を述べることができた，そういうことですかね。

5番の方，第2事件の関係ではいかがでしょうか。

経験者5： 私たちのときも，我々素人の中において，それぞれの素人なりに意見言ったんですけど，そこで，裁判長，裁判官の方たちのアドバイス，それを言っていただいて，今現在，何をここで評議しているんかという，こういうこと教えていただいて，そして若い裁判官の方の丁寧な資料等，スライド式でして，ここをこうやって，これをベースで検討したら，判決の参考にできますよみたいな資料も非常に出していただいて，本当に分かりやすくすることができました。そういう意味では，全員まとまって評議等はできたと思っております。

司会者： 御自身の言いやすさというのは，十分そういう雰囲気はあったということですね。

経験者5： はい，もうすんなり入っていきました。

司会者： 今の点，第3事件の関係ではいかがですかね。6番の方，評議は十分評議できるような雰囲気の中での評議ができたかどうか，そのあたりどうですか。

経験者 6 : はい、裁判員と、その裁判官との間で十分に話し合いはできたと思っております。ただ、2番の方がおっしゃいましたけれども、検察官の求刑と、その弁護側がおっしゃる刑の間の開きがあったのと、あと個人的には、ちょっと強制わいせつの事件で、3度目の事件でしたので、もっと長い刑をというような感想は持ってましたので、いろんな判例などを見せていただいたときに、これぐらいの刑に値するものだなというのは、ちょっと、何かショックを受けたような感じはありました。

司会者 : 評議の関係で、8番の方はどういうふうな御意見ですか。

経験者 8 : 私もわいせつ罪でしたけど、非常に評議は分かりやすかったです。ただ、7番の方がさっきおっしゃった、こんな感じだったら何年、こんな感じだったら何年、一覧表が一応あるんですけど、私個人としては、みんな条件が違うもので、そこまで評議してたら莫大な時間がかかると思いますが、本来は人が人を裁くということで、何か初めてこういうのは参加しましたけど、そういうこともあります。でも、それしてたら、とてもじゃないけど、大変なことだと思います。評議そのものは非常に分かりやすかったです。

司会者 : どうもありがとうございます。評議に関しては、非常に話しやすい雰囲気の中で、十分自分の意見を言うことができた、ということによってよろしいでしょうか。

評議の関係で、守秘義務について、守秘義務を守っていただいている訳ですけども、これについて、負担感についてはどんなふうに今思っておられるのか、率直なところの御意見を伺いたいと思うんですけども。いかがですか。

1番の方、守秘義務については、どのような感想をお持ちなのか。

経験者 1 : いや、特にはそう、すごく苦しいとか、言えないのでつらいとか、そ

ういうことは全然私としてはなかったです。

司会者 : どうもありがとうございます。2番の方はどんなふうな御感想, 御意見ですか。

経験者2 : 守秘義務につきましては, 個人的には別に何ともございません。

司会者 : どうもありがとうございます。3番の方。

経験者3 : 私も全然気にしてません。

司会者 : 次に, 4番の方はどうでしょうか。

経験者4 : 私も, 何も感じてません。これは言ってもいいだろうと思う自分の範囲だけでお話してるだけで, 多分大丈夫だろうと思ってます。

司会者 : あまり負担も感じずにやってるということですね。
それでは, 5番の方, 何か。

経験者5 : 守秘義務については当然だと思ってます。逆に, 私, 裁判員に出たんですよということ自体で, 職場の方が, それは守秘義務に当たるんじゃないですかと, 逆に一般の人が守秘義務を感じているようなところです。だから, いいことじゃないかと私は思います。

司会者 : どうもありがとうございます。
じゃあ, 6番の方いかがでしょうか。

経験者6 : 私も参加する前は, 守秘義務についてはちょっと負担を感じるのではないかと考えてましたけれども, 公判の内容とか何かは全部しゃべるといのは変なんですけども, お話しても構わないということで, 評議の内容について, そういうのだけは公開しないというか, 秘密を守るということだけでしたので, 今負担に感じてることはありません。本当に周りの方が, こういう事件で, 今裁判員になって終わりましたということを見ると, そんなこと言っているのというぐらいのことばかりぐらいです。

司会者 : どうもありがとうございます。じゃあ, 7番の方, いかがでしょうか。

経験者 7 : 全く今までと同じなので。

司会者 : 8 番の方がいかがでしょうか。

経験者 8 : 全くありません。

司会者 : どうもありがとうございました。負担感は特には感じてないということですね。どうもありがとうございます。

それでは、せっかく検察官、それから弁護士のお二人がお見えですので、ここで、今までの議論の中で議論されたこと、それから、ここまで出てない話題でも結構ですので、何か、それぞれのお立場から、裁判員経験者の方にお尋ねになりたいことがあれば、聞いていただきたいと思えます。

まず、花輪検事の方からどうぞ。

検察官 : 今、先ほど、証人尋問の内容について、7 番の方が、証人に対して、もうちょっと丁寧に接した方がいいというお話がありまして、そういう法廷での検察官も、あと弁護人もそうですけども、そういう検察官、弁護人の立ち居振る舞いという点で、今そういう証人への接し方、ほかに何か気になったりしたことというのがあれば、今後のために教えていただきたいと思うんですけど。

司会者 : 7 番の方、ほかに何か気になったようなことがありますか。

経験者 7 : 特に今回の裁判、被害者が証人に立つこともありましたので、その際、やっぱり勇気を振り絞って、来たくないところを頑張って出てきたところに対して、いろいろ質問があって、本人もやっぱり思い出したくないことを思い出しながら出ていたかと思うんですけども、それに対して、ちょっとはっきり質問に対して的確な答えが返ってこなかったときの態度について、そうですかというような感じだったらよかったですけれども、ただ、首をかしげるような、そういう素振りがありましたので、そういうのは、やっぱり見てて、さらに不安にかられるのではないかと

いう面では聞いていました。多分混乱もしてるでしょうし、聞く側は、的確な答えが欲しくて聞いて、その感じ方の相違があって、若干仕方ないことかもしれませんが、もう少し配慮があってもいいのかなと、特にこういう事案については配慮があってもいいんじゃないかなという気はいたしました。

司会者： 質問の仕方なり、それに対する反論なりが、もう少し丁寧で、配慮したものであった方がいいんじゃないかなと、こういうことですね。

経験者 8： 特に今回はパソコンということで非常に分かりづらい、特に被告人が聴覚不自由で、意味が通じないとき、逆にとったりする場面がちょっと見受けられる。それで検察側なんかもいらいらしてるというのも、確かに私も感じる時はありました。そんなことをおっしゃったと思います。

司会者： 証人尋問は、6番の方も経験されておられるんですけど、何か証人尋問の関係で、今、検察官からちょっと質問があった立ち居振る舞いについて、何か気になったようなところというのはなかったのかどうか、いかがですか。

経験者 6： 立ち居振る舞いで特に改めてほしいとか、そういう思いは感じませんでした。ただ、裁判のやり方、進め方が全部パソコンにして、みんながパソコンで、また入力し返すということで、非常に意思の疎通が取れにくかったのではないかと思って、先ほどおっしゃいましたように、質問の内容によっては、答えが、はいではなくて、いいえではなかったかなという感じる場面もありました。ほかの裁判を経験したことがないので、比較のしようがないんですけども、大変だったのではないかと思います。

司会者： どうもありがとうございました。

今の質問は、証人尋問に絡んでの質問なんですけども、ほかの事件でも検察官とか弁護人の関係で、法廷での態度について、一般的なところ

で、何か気になるような振る舞いとか言い方とか、何かそういうところはありませんでしたでしょうか。

少しオーバーアクション過ぎたのではないかとかというような意見とか、逆に、もっと分かりやすく説得するように言うべきではなかったとか、その辺の印象になられたことはないですか。いかがでしょうか。

花輪検事の方、ほかに何か御質問あれば。

検察官： もう1点だけ聞かせてください。証拠調べのときに、図面とか写真含む書類ですね、これちょっと何だか分からなかったなというようなものがあつたかどうかというのをちょっと聞かせていただきたいと思いません。

司会者： いかがでしょうか。はいどうぞ、2番の方。

経験者2： 担当しました件につきまして、検察側が提出されました書類等につきまして、この案件が窃盗、業務上横領、それを遊興費等に使ったわけなんですけども、その使ったという細かい内訳、項目と金額とか、それが細かく出ておりました。ですので、それらの説明をされるのにかなりの時間が費やされたかと思うんですけども、それが通常、公判の中で一般的なものなのか、あるいは相手が裁判員ということもあって、あえて詳しくそこまで整理された上でのことなのか、それは分かりませんが、実際初めて経験する者としてしましては、もう少し、表現は悪いんですけども、ちょっとくどいと申しますか、そういう面もあつたかなというのは感じております。

司会者： どうもありがとうございます。ほかに何かございませんでしょうか、どなたか。画像を見られたケースもあつたかと思うんですけども、これについては何か御意見はないですか。1番の方いかがでしょうか。画像が証拠全般に映し出されたりしたのではないかと思うんですけども。

経験者1： 被害者の写真とかですよ。

検察官 : 確認したら、ビデオそのものでなく、それをプリントアウトしたもの、防犯ビデオですね。

司会者 : 防犯ビデオを見られたということですかね。静止画になってるんですかね。普通の画像を見たという格好になるんですかね。

検察官 : そうです。

司会者 : どうぞ、7番さん。

経験者7 : 私たちの場合は、パソコンで通訳等をしたんですけれども、写真についても、公表できる分は大画面のモニターで映したんですけれども、それ以外のものもすべてパソコン上でしていただいた。見ることができましたので、とても見やすいようになっていたかと思います。一般的なものと、プリントアウトしたものは、余り規格は分からないんですけれども、その面については、一人一人パソコンが近くにあって見れたので、それについてはよかったと思ってます。

司会者 : そういう取り調べが非常に分かりやすく、理解しやすかったと、こういうことですかね。

ほかに、この件について御意見ある方はございませんでしょうか。

花輪検事の方から、ほか、何か御質問はよろしいでしょうか。

検察官 : はい。

司会者 : それでは、高瀬弁護士の方から、何か御質問があれば。

弁護士 : それでは幾つかお尋ねしますけれども、まず、冒頭陳述の関係でお尋ねしようと思うんですが、この意見交換会の冒頭で、冒頭陳述の際に、検事さんの方から、分かりやすい資料の提供があったというふうな御意見があって、弁護士の方から、どうだったという話が全くなかったので、まず、弁護士の方から、そういう形での資料の提供、ペーパーの提供があったのかどうかということと、もしあってるのであれば、それをどういった点で検事さんの方の分かりやすい資料という評価と、弁護人側

から出されているものに対して、特に差を分けたところが何かあればお伺いしたいんです。

司会者： いかがでしょうか。それでは7番の方から。

経験者7： 特に弁護側の冒頭陳述が分かりにくかったということではないんですけれども、すべて、この裁判では最初に、一番最初に検察側が冒頭陳述があったんですね。やはり最初の方が印象に強いというのはあるかとは思いますが。あとは、最初に聞くので、それとの違いがどうしても出てくるので、首をかしげながら、確認をしていくといった面で、その差が出るんだという。それ自体が分かりにくいということはつながらないとは思いますが。

司会者： どうもありがとうございます。5番の方。

経験者5： この裁判員そのものの全体的な印象を言っただけで、別に弁護士の方たちの冒頭の陳述がまずかったですよとかは言ってません。この裁判を通じて、まず、先ほど言われましたけど、検察官の方の冒頭陳述の資料に対して、まず入っていくのが、それが非常に印象的に強かったものですから、分かりやすかったでしょうということを述べました。そこで、別に検察官と弁護士の差をつけたつもりはありません。以上です。

司会者： 弁護側からも冒頭陳述のペーパーは出されてたということですね。

経験者5： ちょっと記憶あいまいなんですけど。

司会者： 出ていたとのことですので、出ていたけども、一番目に、最初に言った検察官の方の冒頭陳述の方が印象に強いということであった、こういうことですかね。

経験者5： そうですね、事件のあらましが、そこへバツと出てきますから、それが鮮明に頭に入ってきます。

司会者： ほかの方はいかがでしょうか。第2事件やられた方で。3番の方とか、どんなふうな。

経験者 3 : 文章をいただきまして、双方理解しました。

司会者 : 事件の関係では、検察官の冒頭陳述が出てて、弁護人側も出てたと思うんですけども、何かそこに差があるとか、弁護人側が冒頭陳述は余りできが悪かったんだとかというような印象とか、何か特段、何か御意見とか御感想とかありますか。

経験者 1 : 私が経験させていただいた事件では、結構検事さんの方が物すごく理路整然とした形だったんですけど、それは私たちもすごくそれが分かりやすく、みんな整理しながら考えていけたんです。弁護士さんの方は、何か感情移入の方で訴えるような形だったので、何かちょっと私たちにすごく印象がなかったというか、それかなというふうに思うんです。

司会者 : 合理的というか、理屈で押した検察官側の冒頭陳述に比べて、弁護人さんの方が、すごく感情論で主張してたんで、いまいちうまく乗れなかったと、そんな感じなんですかね。分かりました。

高瀬弁護士の方、何かほかに御質問いかがですか。

弁護士 : 同じく冒頭陳述と、あと弁論もあわせてなんですけれども、この弁護士サイドの方としては、モニターを使ってパワーポイントですとか、そういう形で、視覚で訴えるような形での冒頭陳述弁論というものを、どういうふうに使っていくのかというところをいまだ検討中なんですけれども、今回の皆さんが経験された裁判員裁判の中でそういったものが使われていたのかということと、もし使われていたとすれば、それが説明を聞く中で逆に目ざわりになったりしていないか。もしくは理解することの手助けになっていたのかどうかというところを伺いたいと思います。

司会者 : 第 3 事件の関係ではモニターを使っての弁論なり冒陳なりであったということなんですけど、何か。どうぞ 7 番の方。

経験者 7 : 一応資料は弁護側の資料があったんですけども、弁護士の方が資料をまとまらないうちに手間取っているようなときがありまして、結局そ

れはやっぱりいいですみたいな感じだったので、はっきりとした印象に残るような資料としては、私の事件ではなかったかのように思います。

司会者：一応その、使おうとしたけどもうまく使えなくて、実質上は使っていないという、そんな感じなんですか。実際にずっとそれに基づいての、パワーポイントを使っての弁護人からの冒陳なり最終弁論なりというのはなかったという。

経験者7：簡単にはあったんですけども、結局評議で、見せてもらった資料と供述ですね、それを照らし合わせたときに特に参考にはならなかったという。

司会者：第1事件や、第2事件の関係では特にそういうパワーポイントを使った弁論とか冒陳はなかったということであったと理解しているんですけど、そういうことですかね。

あの、第3事件の関係ではそれを使う、事実上は余り使われていなかったということなんですけども、実際に裁判員として参加されたときに、モニターにパワーポイントで出てくるということ、冒陳メモなり、弁論要旨なりが手元に来ているということだと、どちらをこう、どう中心として見たらいいか分からないので目ざわりじゃないかというふうな意見もあるし、逆にやっぱりあった方が分かりやすいんじゃないかなという意見もあるしで、そういうところは皆さん弁護人サイドとしても検討されておられるところだろうと思うんですが、それについてはどんなふうな御意見をお持ちでしょうか。何かあれば、お聞かせいただきたいんですけども。はい、どうぞ、6番の方。

経験者6：いろんな講習会とか何かに行っても、今はパワーポイントを使って発表されるという場面が多くなっていると思います。確かに文字だけ見るよりも、ポイント、ポイントを図解というか、写真というか、そういうので示していただいて訴えていただいた方が理解力、裁判員としての

理解力は高まるのではないかとはいいます。

司会者 : どうもありがとうございました。ほかに何か高瀬弁護士の方から、よろしいでしょうか。

弁護士 : はい。

4 選任手続について

司会者 : それで、一通り手続的なところは終わるんですけども、あとちょっとさかのぼりますけれども、選任手続というのを手続としては法廷が始まる前にやって皆さん選任されたわけですが、この選任手続におけるオリエンテーションとか、それから質問手続で分かりにくいところとか、何かスムーズに選任手続をやるにはどうしたらいいのかとか、何かその辺について御意見がおありでしたらちょっと伺いたいんですけども。じゃあ7番の方、どうぞ。

経験者7 : 今回、大分前に、昨年末、11月ぐらいに最初とても大きな袋と分厚い資料が裁判所から突然送られてきたので、何事だろうかと、とてもびっくりしましたけども。何か家族が心配して、自分宛てに裁判所から来ているので、家族が何をしたのっていう感じだったんですけど、あけて見たら裁判員でああという感じだったんですけど。それから期間があいて、ああもう来ないだろうと忘れかけていたころにまた来ましたので、かなり戸惑いはありましたけれど、とりあえず来たから行かなければというふうな思いが、何か強迫観念ではないですけど、何かそんな印象を持ったことは率直な意見でありまして、それから手続に伺って、選任、まさかその日のうちに公判に入るとは夢にも思っていませんでしたので。その選任手続をするに当たって、最初全員が、四、五十人、多分集まったと思うんですけども、そのときに、その前に特に強制わいせつ罪だったんですけども、強制わいせつ致死傷とかそういう事件名、差しさわりのないときは事件名、罪状というのか罪の名目というものがおおむね

分かっておいた方がいいのではないかなといった印象です。個人的なこととか、知り合いの意見とかなんですけれども、例えば今回の事件については強制わいせつとか強姦とか強盗など、特に女性が、もし自分が経験していた事案だったとしても、そのときに中に一斉に何人かずつ入れられて、辞退したい人は、理由がある人は挙手してくださいというような感じだったんですけども、その挙手をしたことによって何を聞かれるのかとか、挙手した人が残ってその人たちに言うという手順だったんですけども、もしそういうことが事情でやりたくないと思っても、なかなか手を挙げるのが難しいのではないかなといった印象を持ちました。だからそこに至る前に辞退したり、したい理由を何か書面で書いて出せるとか、面と向かうとなかなか言えないと思うんですね。例えばこういう経験をしたとしたら。なので、そういうところをもうちょっと、国民一人一人、誰がなるか分からないというところで、どんな事情を持っている人が当たるか分からないといった面で、もっともっと配慮すべきではないかなと思いました。結局断り切れずに最後までいったことによって、選出される事態にもなりかねないのではないかなという。すごい私自身、すごいその葛藤がありまして、今回の意見交換会に当たりましたが、本当はすごく行きたくないなというのがあったんですけども、こういう思いをする人が1人でもこれから出ないように、もっと制度というか、内容に関してはとてもいいものだと思うし、いい経験にもなると思うんですけども、選任の段階でするかしないかを具体的に辞退などの理由を増やすというか、言いたくない事情とかも多分あると思うので、その辺をもっと考慮したような制度があればいいのではないかなと、それを一番今日は伝えたくて来ました。

5 これからの裁判員になる方へのメッセージ

司会者 : どうも、ありがとうございました。ほかに何か選任の関係ではよろし

いでしょうか。

それでは、あっという間に時間の方が1時間経ってしまいましたので、これから裁判員になられる方に皆様から何かメッセージといただけますか、ぜひその辺の自分のお考えをお話しただいて、後でまた裁判員になられる方に対するアドバイスにもなるようなことになろうかと思っておりますので、ぜひ、一言ずつこれから裁判員になられる方へのメッセージをお願いしたいと思います。

それでは1番の方から、一言お願いします。

経験者1： もう選ばれたのであれば、絶対ふだん体験できないようなことを体験できるので、ぜひ参加されて、自分のために絶対になると思っていますので、私は参加されて経験された方がいいと思います。

司会者： どうもありがとうございました。では2番の方、いかがでしょうか。

経験者2： 同様でございますけれども、御都合がつくのであれば積極的に参加していただければと、そう思います。

司会者： どうもありがとうございました。じゃあ3番の方、よろしく申し上げます。

経験者3： はい、裁判員通知が来たときに、断る理由を考えないで進めてほしいです。それによって、個人が社会貢献できて、充実した自分史になると思います。

司会者： どうもありがとうございました。それでは4番の方、お願いします。

経験者4： 召集が来たときに、まず行ってみて、そのときにどうしても嫌だったらやめていいと思うんですよ。ただ、行くだけは行ってほしいと思います。

司会者： どうも、ありがとうございました。じゃあ5番の方いかがでしょうか。

経験者5： 私たち一般人の常識を持っておれば、裁判官の方たちのアドバイスによって裁判は可能だと思いますね。だから、臆することなく自信を持っ

て参加したらいいと思います。以上です。

司会者： どうもありがとうございました。じゃあ，6番の方よろしくお願ひします。

経験者6： 私もそうでしたけれども，裁判員になったら裁判員を経験したことさえ話してはいけないというような思いを持っていらっしゃる方もあるかもしれません。決してそうではなくて，一部分のことだけはきちっとしゃべらなかつたら，あとは普通の常識で参加できるということをしかり皆さんに分かってほしいなと思います。

司会者： どうも，ありがとうございました。それでは7番の方お願ひします。

経験者7： さっきお話をしたとおり，特別な事情がない限りはできることならば参加して，いい経験をしてもらいたいと思います。思っている以上にいろいろな勉強にもなりますし，社会貢献というか，本当に複雑な気持ちを抱くこともあるでしょうけれども，全く経験しないよりは経験した方が糧にもなるのではないかと思いますので，ぜひ臆することなく参加してもらいたいと思います。

司会者： どうも，ありがとうございました。それじゃあ，8番の方お願ひします。

経験者8： 私も同様，社会のため，大げさに言うと最終的には個人を，自分自身を磨くためといいますか，ちょっと大げさですけども，そういう感じで私も参りました。自信を持って気楽に参加して，できると思いますのでそう申します。以上です。

司会者： どうも，ありがとうございました。この関係で，参加するに当たって，会社の関係でなかなか折り合いがつかないというような話も，話としては聞くことがあるんですけども，会社にお勤めの方もおられると思うんですが，会社の方の理解ということに関してはいかがでしたでしょうか。十分理解していただいておりますでしょうか。その辺について

何か御意見なり，御感想のある方はおられれば一言お願いしたんですけども。いかがでしょうか。

経験者 5： 裁判員に参加することで，休暇等の申請をしに行ったときに，ぜひ参加して下さいと。そしてものすごく質問等を，興味がありまして，私にそういう通知が来たら私もぜひ出るんですけど，逆に励まされて出たような状況でございました。以上です。

司会者： どうも，ありがとうございました。会社関係等の理解を得て裁判員に御参加をいただくということは，裁判所にとっても非常にありがたいことだと思います。ぜひこれから参加される方は，本当に今お話があったように臆することなく参加していただきたいなというふうに思うところであります。

皆さん，大変お疲れさまでしたけれども，大体予定の時間になりましたので，予定の内容についてお話を伺ってきたところです。何か最後にお話をしたい方があれば，時間はありますけど，いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

よろしかったらこれで拙い司会でしたけども一応この意見交換会を終わることにいたします。どうも，御苦労さまでした。

第 2 質疑応答

司会者： それではお待たせいたしました。

引き続きまして，記者の方からの質問を受け付けるという時間にさせていただきます。私が進行役を務めさせていただきます。

それではまず幹事社の方から，何か質問がありましたら，皆さん御質問いただいたらいいんですが。まず，社の名前を言っていただいて，それから質問をお願いしたいと思います。

それではどうぞ。

R K K： 長時間になります。お疲れさまです。

皆さん大分御意見をいただいているので、当初予定していました幹事社の質問は3つあったんですけれども、もうそれはよしとします。各自の質問をさせていただければなと思います。ありますでしょうか、質問は。いかがでしょうか。

朝 日 : 今日はお疲れさまでした。

それぞれ裁判員制度に参加するに当たって、お仕事との兼ね合いなどをお聞きしたいんですけれども。会社員の方がお二人いらっしゃると思うんですが、お仕事を休む上で何か苦労されたりとかというのはありましたでしょうか。

司会者 : それでは今の質問で、会社にお勤めであった方。じゃあ1番の方。

経験者1 : 私の場合は、選ばれたのでというお知らせが来たのを会社に提出して、参加することができました。

司会者 : どうも、ありがとうございました。じゃあ7番の方。

経験者7 : 私は裁判当日は、今の会社に就職することが決まっていたんですけれども、その当時はアルバイトをしていましたので、そのころと今とちょっと状況が違いますので、平日は仕事をしていませんでしたので特に問題ありませんでした。

司会者 : ありがとうございました。ほかの方で何か御質問はありましたら、どうぞ。

熊 日 : 守秘義務との関係でお伺いしたいんですが、皆さんが裁判員をなさった経験を、これまでどれぐらいの間柄のどれぐらいの人数の方にどの程度お話になっているのかということについてお聞かせください。

司会者 : 今の点について、いかがでしょうか。先ほどちょっと守秘義務の関係でお話がありました5番の方とか、6番の方とか、いかがでしょうか。

経験者5 : まず家族に、家族と職場、そしてあの昔同僚だった、定年になっているんですけど、その方ぐらいまでは守秘義務の範囲内で話しております。

以上です。

経験者 6 : 私は職場の部署の仲間 , ほかに 3 人おりますけれども , こうい内容の裁判に行ったとい内容だけを話しております。家族にはもう少し詳しく話しました。主人と娘たち , 息子ぐらいです。

司会者 : ほかの方はいかがでしょうか。はい , どうぞ。

経験者 7 : 裁判員に選任されて , 裁判に参加したとい事実だけは割と幅広い方々に言っています。なぜなら , 誰がなるか分かりませんので , 流れとかどういふうな時期に来て , どういふうな流れでなるのかとか。そういったことをやっぱり知りたがる方が多いので , そうい範囲内についてだけで事件の内容とかは一切しゃべっていないんですけども , そういことについては割と幅広い人にお話をしています。

司会者 : えっと , 8 番の方も。

経験者 8 : 私は前からちょっと全く逆みたいな感じですね。家内と友達二 , 三人に言ったぐらいですね。別に隠しているわけではありませんけども , 通常的生活といことで。そして新聞に判決の結果が出て , この事件に行ったといことで , そのぐらいしかお話していません。以上です。

司会者 : 今の点について , 皆さんお尋ねしましょうかね。1 番の方 , いかがでしょうか。

経験者 1 : 私は別に内容とかではなくて , 選ばれて裁判員裁判をやってきましたぐらいは言っていますけれども。

司会者 : 2 番の方 , いかがでしょうか。

経験者 2 : どうしても職場上の手続で , ざっと二 , 三十人にはなりますね。手続を通すだけでずっと書類が回ってまいりますので , いたし方ないところで。

司会者 : 3 番の方は。

経験者 3 : 家族も少ないですし友達もそういませので , 友達が五 , 六人 , 家族

が2人，そのぐらいです。ただ，選ばれたのよというぐらいで，内容は言っていない。

司会者： 4番の方がいかがでしょうか。

経験者4： 私は家族，息子たちが，来たということと言ったら，どういうふうにして，どういうふうにしてというその流れを覚えておいた方がいいかなと思って流れを話しました。それと友達，五，六人です。それも流れを話してきました。それだけです。

司会者： どうも，ありがとうございました。よろしいでしょうか。

熊日： ちょっと今のに関連して。今，お伺いしていると，余り事件の内容についてはお話になっていないような印象なんですけれども，そこは特に守秘義務にかかわらない部分も多いと思うんですが，それは話さないというのは何か理由があるのでしょうか。

司会者： いかがでしょうか。

経験者6： 先ほどもちょっとお話ししましたけれども，周りの方が多分聞いてはいけないという，思っただけでいい感じで，裁判員で行って来たということを知って，あとは何にも聞かれないんですね。だから強いてこちらからこういう内容の裁判に行ってきたということは，職場とか友人とかには話していません。家族にはちょっとこういう私の担当した強制わいせつで被告人がこういう内容の発言をしたとか，そういうことは話しております。

司会者： 5番の方，どうぞ。

経験者5： あの，休暇を3日間とったんですけど，職場においてはですね，皆さんが判決が出されたときに新聞に載るんですね。だから言わなくても職場の方たちが逆に詳しいんですね。だからあえて説明をする必要はなかったような状態でしたね。以上です。

司会者： どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。大体そういう

感じのようですが。よろしいですか。じゃあほかに、何か御質問ございませんでしょうか。

N H K : 皆さんは一通り皆さんいい経験をされたというふうにおっしゃって
まして、それも分かりやすかったというような御意見がたくさん出てい
たと思うんですけれども、皆さん自身はいい経験だったということであ
ったとしても、皆さんが参加されたことによってよりよい裁判になった
かどうか、よりよいというか、より市民感覚に近い判決を下すことがで
きたかどうかという観点についてはどういうふうに感じていらっしゃい
ましたか。

司会者 : いかがでしょうか。どなたか。どうぞ5番の方。

経験者5 : 新聞に載った、裁判長等のコメントとかいろいろ読んだときに、総合
的に書いていらっしゃったのは、自分たちだけの判断よりも違った観点
から我々が物申したことを言って、逆に考えさせられたというコメント
が何度も載っていましたので、ああ、我々が参加することによって非常
にオープンな裁判になっておるのかなと。昔、たしか陪審員という制度
がちょっとありましたですね。これは多分、東條内閣で潰されたんで
すけど。あれによっても昔、ちょっと知ったかぶりですみませんけど、
何ですか、戦争によってそしてそういう悠長なことはやっておられん
ということで東條内閣が潰したんですけど、そのときでも陪審員制度にす
るかしないかというのは、日本においても希望すればいいということで
ちょっと書いてあったのをちょっと読ませていただきました。それがま
た、現代のように、そのときにも陪審員制度を申請したのは、その方
の方が若干当時においてもどちらかという、オープンになって無罪を勝
ちとったという統計的なものがあるということはちょっと文庫本なんか
でちょこっとかじったことがあるんですけど。だからこうやって開かれ
ていけばいくほどそれぞれの真意が、自分の意見を反映していけるので、

非常によろしいかなとは思っております。以上です。

司会者：ほかに何か、御意見はございますか。7番の方。

経験者7：お仕事にされている裁判官、裁判長などといい経験というか、余り詳しくない一般の私たち国民と一緒に協議することによって、偏らない判決というか、そういうものが出せるのではないかなといった印象は持ちました。だから、とてもいいことではあると思います。

司会者：どうもありがとうございました。何かこの点でほかに御意見はございますか。どうぞ、2番の方。

経験者2：すみません。裁判員制度の根本だと思うんですけども、その広くオープンにして民意を反映させるという。今回経験いたしまして、実際その結果、確かに出て、いろいろ議論させていただいてということを経験したんですけども、そこで本当に民意が反映されているかというところが、一体本当はどうなんだということはちょっと。

司会者：えっと何かほかに御意見はございますか。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

経験者7：今、2番の方がおっしゃったような感じなんですけども、いいか悪いかと言えばよかったという感じなのかなとは思いますが、裁判官、はっきり言えませんが、裁判官の人たちを含め、100%納得できたという具体的な数字を出さなければなりませんので、100%納得できましたということを、自信もって言えたかどうかというと私自身はありませんけれども、それはやっぱりトータル的にいろんな話をして納得して判決を出さないといけないので、何かこう、少し何かもやっとした感じは今でも残ってはいますけど、それはいたし方ないことなんじゃないかなと思って諦めていますけど、それをきちんとするというのはまた難しいと思うので、それは想定範囲内なのかなというふうな印象はあります。

司会者 : はい, どうもありがとうございました。この程度でよろしいでしょうかね。ほかに何か御質問はございますか。いかがでしょうか。はいどうぞ。

R K K : 6番の方がおっしゃったところで, 最初もうちょっと重い刑かなと思われて, 前例を見られてちょっとショックを受けられたみたいなお話をされていたと思うんですよ。ということは, やっぱり最初に想定されたことと前例とはちょっと開きがあったわけですね。そのギャップに関してはどのように埋めて, 納得されて結論を出されたのかというところをちょっとおっしゃれる範囲でお伺いしたいんですが。

経験者6 : 私が担当したものは再々犯という事件でした。同じような事件を繰り返す人, しかもわいせつの行為で女性に危害を, もちろん危害もそうですけれども精神的なことも加えていた人なので, 社会に出てきてまた同じことを繰り返すのではないかという思いがあって, 長い間刑務所に入っていたら, なるべく社会に出てきてほしくないなというような印象がまずありました。最後には, やはりいろんな裁判員の方, 裁判官の方と話し合っただけで確定したわけなんですけれども, 少なからず私の意見は反映されているというか, という思いもありますが, 本当にこれだけの量刑でよかったのか, それは重かったかもしれないという思いと軽かったかもしれないという両方の思いが, やっぱり裁判が終わった後でも交錯はしております。

最初に思ったことは本当に重い刑で刑務所に入ってほしいと思いましたし, その量刑, 判決のときにその被告人が受けとめる, 言い渡しを受けとめるときの表情がですね, これだけの間刑務所に入って, 入らせてよかったのかなというのも1つよぎりました。しっかり早く, できれば, 若い人でしたので, 早く出てきていただいて本当に, 真の意味で社会復帰ができるような体制をしないといけないのかなというのも強く思いま

した。だから、今でも本当に重かったのか軽かったのか、ちょうどよかったのかというのは、まだ自分の中では結論が出ない状態にいるところです。すみません、ちょっとまとまりがなくて申し訳ないです。

R K K : ありがとうございます。

司会者 : どうも、ありがとうございました。それではほかに何かございませんでしょうか。いかがでしょうか。もう少し時間がありますが。どうぞ。

N H K : すみません、たしか1番の方がおっしゃっていたんだと思うんですけども、冒頭陳述について、検察側の冒頭陳述の方が理路整然としていて、弁護側の冒頭陳述の方が若干、感情面に訴えるような部分があって、ちょっと分かりにくかったというのがあったというふうなおっしゃり方をしていたかと思うんですけども、それで検察側と弁護側の弁論であったり、冒頭陳述なんかの違いについて、皆さん大体同じように感じていらっしゃるんですか。それとも何か、別なような捉え方をしている方もいらっしゃるのでしょうか。

司会者 : 今の点、いかがでしょうか。1番の方は検察官側は理路整然としているけど、弁護側はちょっと感情論に訴えていたみたい。まあ、事件によってまた、担当される検察官や弁護人によってそれぞれ違うとは思いますが。今、1番の方と同じような受けとめ方をされている方がほかにもおありなのか。それとも、それは余り感じなかったのか、その辺、ほかの事件をやられた方はどうでしょうか。そういう違いを感じたかどうかですが。

経験者2 : 担当しました案件につきまして、当然検察側は、先ほども申しましたけども、かなり理路整然とデータも集約されてお話されるという部分に対して、弁護人側の方の方は、どう言ったらいいんでしょう、1番の方がおっしゃったように、少し感情的と申しますか。だからそういう違いはあったのかなというふうには思っております。最終的にはそれは最後

の求刑という部分にも若干反映していたような気がいたしますね。以上です。

司会者 : どうぞ, 7 番の方。

経験者 7 : 私が担当した事件は, もうおおむね認めていたというか, 罪状自体はもう決まっていた事件だったので, 内容についてこれはこうではないという相違の部分での弁護側の陳述だったので, この違いを述べるということではその違いを訴えるという意味では分かりやすかったのは分かりやすかった。だからその相違をどっちが本当なんだという話し合いをしっかりとできましたので, 分かりやすかったのは分かりやすかったです。

司会者 : 別に弁護側が感情に走ったような冒陳だったということではないということですね。よろしいでしょうか。ほかに, あと1問ぐらい, 1問, 2問の時間はあるかと思いますが。何か御質問はございませんか。どうぞ。

熊 日 : 裁判員裁判や制度や運用について, 何かここをこう改善すべきだというような意見があればお願いします。

司会者 : どうぞ, 7 番の方。

経験者 7 : 先ほどの意見交換会するときにもお話ししたように, 選任前に, 足を運ぶ前に罪名なり知らせておいた方がいい内容とか, その判断がすごい難しいかと思うんですけれども, その辺をもう少し考慮して, 選任手続に至るまでに調査というか, 本人の意向確認であったりだとか, そういうものがもう少し一つ一つする制度があったら, そんなにたくさん人間がそういう問題を抱えているとは思いませんけれども, やっぱりそういう人は余計に気に病んだりするんじゃないかなというので, そういう配慮がもう少し必要なのかなと。誰がなるのか分かりませんので, またそういった配慮も必要になってくるんじゃないかなと思います。

司会者 : どうもありがとうございました。ほかに, 8 番の方。

経験者 8 : ことして3年ですか、この制度始まって。もっともっとコマースルをして、本当に国民一人一人が気楽に参加できるような社会環境をつくっていただきたいと思います。気楽にもっともっと来られるように。何かこうまだまだ違うところに、違う世界に行くんだというようなイメージで来ていると思うんですね、皆さんね、本音を言えば。もっと気楽に交流できれば、交流といいですか、そういうことを感じます。

司会者 : どうも、ありがとうございました。ほかに何かこの点について。どうぞ6番の方。

経験者 6 : 先ほども少しふれましたけれども、裁判員制度のレジュメの中にちょっと記者さんの質問の中のメモがありましたので、その点についてちょっと考えていたことがありますのでお話をさせていただきます。

まず、裁判員制度のこれからに期待することとしては、これまでの判例にとらわれないような量刑が出されていくのではないかなと思って、それは裁判員導入によって期待することです。

それから、この裁判の判決について、少なからず私の意見が反映されたと思うと、本当にこれでよかったのかなという思いは残っていると先ほども申しましたけれども、重い刑が予測されるような事件に関しては、例えば死刑の判決が予想されるような事件などに関しては、裁判員を導入するかどうかということを検討していただければなという思いが残っております。自分が経験した量刑に関して、やっぱり何となくまだ心残りがあるようなところがありますので。特に重い刑を言い渡すことに関しては、裁判員の方の負担がとて多くなるのではないかなと思っております。

司会者 : どうも、ありがとうございました。ほかにこの点について御意見はございませんでしょうか。よろしいですかね。

大体予定していた時間にもそろそろなりましたので、記者の方はこの

程度でよろしいでしょうか。

それでは時間もまいりましたので、この程度で質疑応答の時間を終わりたいと思います。

それでは本日は大変御苦労さまでした。これで意見交換会を終わりたいと思います。本日、伺いました貴重な御意見、御感想を今後の裁判員裁判の運用に役立たせていきたいというふうに思います。本当にありがとうございました。

それでは、皆様、本日は貴重な時間、長時間、御苦労さまでした。

以 上